**鑑定についてのおたずね**

 　　　　　　　　　 神戸家庭裁判所

神戸家庭裁判所管内支部，出張所

　この書面を記入される際に，「診断書（成年後見制度用）の作成を依頼された医師の方へ」 をご参照ください。

１　鑑定について（該当事項に□にチェックを付けたり，記入してください。）

　　□　家庭裁判所から精神鑑定を依頼された場合，鑑定を引き受ける。

　　　(1)　鑑定料（検査料・諸経費等は含まない）は　　　　　万円で引き受ける。

　　　　（一般的には，３～５万円でお引き受けいただいていますが，５万円を超　　　　　　える場合でも１０万円以内に収まる費用でお引き受けいただいています。）

　　　(2)　鑑定期間は，約　　　日間必要である。

　　　　（一般的には，約１か月以内に鑑定書を提出いただいています。）

　　　(3)　鑑定書作成の手引きの送付

□希望する。 □希望しない。

　　　(4)　書類の送付先

　　　　□診断書記載の病院等の所在地と同じ。

　　　　□下記の連絡先への送付を希望する。

　　　　　　　病院等の名称　　　　　　　　　　　　　　TEL

　　　　　　　所在地　〒

　　　(5)　鑑定料の振込先

　　　　□個人　　　　　　　□法人

 □　鑑定を引き受けることはできない。理由（　　　　　　　　　　　　　　）　　□　鑑定を引き受けることができないが，下記の医師を紹介する。

　　　　　氏　名 病院等の名称

所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL

２　その他，家庭裁判所に対する連絡事項等があれば，ご記入ください。

 　　　　年　　月　　日　　　　 回答者氏名